

第1 監査の対象

桃山保育園、上八田保育園、神領保育園、追進保育園、下津保育園、柏原保育園

第2 監査の期間

令和元年5月16日から令和元年7月5日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、保育園の施設、遊具等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 保育園の施設、遊具等の維持管理

- (1) 施設、遊具等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定は適切に行われているか。
- (3) 調理室、トイレ、水飲み場等の衛生管理は適切に行われているか。

2 保育園における安全確保

- (1) 施設、遊具等の点検は適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等が実施されているか。
- (3) 施設等は園児、障がい児等への配慮がされているか。
- (4) 施設は防犯上の配慮がされているか。

3 保育園の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は適正に行われているか。

第4 監査の結果

桃山保育園始め6保育園について調査を行った結果、施設、遊具等の維持管理、安全確保、財産管理等についてはおおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の保育園において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 保育園の財産管理等

ア 賃金の支給に誤りがあったもの

臨時職員出勤簿の集計誤りにより、通勤手当の一部が未支給となっていた。

(上八田保育園)